

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和7年4月分）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WT ○
1	令和7年度 四ツ橋地下連絡通路監視業務委託	施設運転 操作管理	グローブシップ 株式会社	¥2,145,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第6号	G28	—
2	令和7年度 湊町駅前東西線（東側）地下 通路監視業務委託	施設運転操 作管理	鹿島建物総合管 理株式会社	¥1,815,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第6号	G28	—
3	令和7年度 建設局・大阪港湾局ATC庁 舎通信設備保守点検業務委託	通信設備 保守点検	OKIクロステッ ク 株式会社	¥1,892,352	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第2号	G3	—
4	令和7年度安治川河底隧道エレベータ保守 点検業務委託	機械設備等 保守点検	日本オーチス・ エレベータ株式会社	¥4,276,800	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第2号	G3	—
5	令和7年度工事積算システム保守業務委託	情報処理	富士通J a p a n株式会社	¥68,310,000	4月1日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第11条第1項第1号	W1	○
6	令和7年度 道路台帳システム保守業務委 託	情報処理	株式会社かんこ う	¥7,172,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第2号	G3	—
7	放置自転車等総合対策業務委託	情報処理	アーキエムズ・ フジカ業務委託 特別共同企業体	¥257,233,350	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第2号	G5	—
8	令和7年度道路橋梁総合管理システム保守 業務委託	情報処理	三菱電機株式會 社	¥110,440,000	4月1日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第11条第1項第1号	W1	○
9	建設局所管施設 保守点検・修繕等包括的 業務委託 長期継続	機械設備等 保守点検	日本管財株式會 社	¥78,347,500	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第2号	G5	—
10	令和7年度 大阪市内一円市有地（道路、 港湾、水道、水路等の長狭物等を除く公有 地）測量作業等業務委託（概算契約）	土地家屋調査	公益財団法人 阪公共嘱託登記 土地家屋調査士 協会	¥89,936,682	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第2号	G3	—

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和7年4月分）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WT ○
11	建設局における万博イベント運営等業務委託	催事	株式会社電通	¥31,900,000	4月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
12	令和7年度 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備点検保守業務委託	機械設備等 保守点検	株式会社 明電 エンジニアリン グ	¥3,938,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
13	令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備点検保守業務委託	機械設備等 保守点検	株式会社 日立産 機テクノサービ ス	¥21,450,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
14	令和7年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備点検保守業務委託	機械設備等 保守点検	東芝インフラテ クノサービス株 式会社	¥10,560,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
15	令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備点検保守業務委託	機械設備等 保守点検	株式会社 日立産 機テクノサービ ス	¥17,050,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
16	令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備点検保守業務委託	機械設備等 保守点検	株式会社 明電 エンジニアリン グ	¥5,500,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
17	下水道展にかかる大阪市ブースのデザイン等業務委託	催事	サクライント ナショナル株 式会社	¥22,000,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
18	令和7年度舞洲スラッジセンター 汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理業務委託	施設運転操 作管理	三菱化工機・日 揮特定建設工 事共同企業 体	¥448,800,000	4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W1	○
19	令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託	施設運転操 作管理	日揮株式会社	¥286,000,000	4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W1	○
20	令和7年度 大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託	情報処理	株式会社NTT データ関西	¥3,732,850	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和7年4月分）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WT ○
21	令和7年度 もと南工営所エレベータ保守点検業務委託	機械設備等 保守点検	日本オーチス・ エレベータ株式会 社	¥1,437,480	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第2号	G3	—
22	令和7年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶 融炉施設運転管理業務委託	機械等施設 点検・運転 操作	月島シエイテク ノ・メタウオー ター・ 東芝共同企業体	¥694,100,000	4月1日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第11条第1項第2号	W1	○
23	令和7年度下水道総合情報システム保守業 務委託	情報処理	三菱電機株式会 社	¥58,080,000	4月1日	地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手 続の特例を定める政令 第11条第1項第1号	W1	○
24	令和7年度公園ナイター設備遠方監視制御 装置点検保守業務委託	機械設備等 保守点検	三菱電機ビル ソリューションズ 株式会社	¥2,986,500	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第2号	G3	—
25	令和7年度南津守スポーツ広場エレベータ 保守点検業務委託	機械設備等 保守点検	日本エレベー ター製造株式会 社	¥1,254,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第2号	G3	—
26	令和7年度公園緑化情報発信事業業務委託	広告代行	株式会社イ ディー	¥5,993,680	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第2号	G4	—
27	令和7年度鶴見緑地公園事務所管内一円公 園除草業務委託ー2	植物管理	新井建設株式会 社	¥32,681,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第6号	G28	—
28	令和7年度扇町公園事務所管内一円公園除 草業務委託ー2	植物管理	株式会社七建工 業	¥32,450,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第6号	G28	—
29	令和7年度長居公園事務所管内一円公園除 草業務委託ー4	植物管理	株式会社三章園	¥34,100,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第6号	G28	—
30	令和7年度八幡屋公園事務所管内一円公園 除草業務委託ー2	植物管理	伊原園芸株式会 社	¥32,945,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第6号	G28	—

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和7年4月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WT O
31	令和7年度十三公園事務所管内一円公園除草業務委託-2	植物管理	ナニワグリーン 有限公司	¥23,628,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第6号	G28	-
32	令和7年度真田山公園事務所管内一円公園除草業務委託-2	植物管理	豊水緑地株式会 社	¥34,386,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第6号	G28	-
33	令和7年度大阪城公園事務所管内一円公園除草業務委託-2	植物管理	有限会社阪口造 園	¥19,948,500	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第6号	G28	-
34	令和7年度長居公園事務所管内一円公園除草業務委託-3	植物管理	大阪造園土木 株式会社	¥27,412,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第6号	G28	-
35	令和7年度 毛馬桜之宮公園内警備業務委託（緊急）	警備	株式会社 KMK's	¥1,731,840	4月14日	地方自治法施行令第 167条の2第1項 第5号	G20	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 四ツ橋地下連絡通路監視業務委託

2 契約相手方

グローブシップ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する四ツ橋地下連絡通路における安全・安心な歩行空間確保のため、監視カメラを用いてエレベーターなどの電気設備及び地下通路の状態監視並びに火災、不審者及び不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、クリスタ長堀地下街の地下通路等と地下で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の監視機器は、クリスタ長堀が施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能となり、かつ人件費の削減による経済性も図られることから、現在、クリスタ長堀地下街の総合管理業務を受注しているグローブシップ株式会社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路河川部道路課（道路維持担当）（電話番号：06-6615-6703）

2

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 湊町駅前東西線（東側）地下通路監視業務委託

2 契約相手方

鹿島建物総合管理株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する湊町駅前東西線の地下通路における安全・安心な歩行空間確保のため、監視カメラを用いてエレベーターなどの電気設備及び地下通路の状態監視並びに火災、不審者及び不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、大阪市街地開発株式会社が管理する湊町リバープレイスと地下及び地上で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の監視機器は、湊町リバープレイスが施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能となり、かつ人件費の削減による経済性も高いことから、現在、湊町リバープレイスの総合管理業務を受注している鹿島建物総合管理株式会社関西支社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路河川部道路課（道路維持担当）（電話番号:06-6615-6703）

3

随意契約理由書

1 委託名称

令和7年度 建設局・大阪港湾局ATC庁舎通信設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

OKIクロステック株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、ATC庁舎事務室内に配備する電話交換機などの通信設備の保守点検業務である。

当該設備により、市民対応や関係機関との連絡調整をはじめとする日常業務を行っており、電話交換機に不具合が発生し不通となった場合、あらゆる行政サービスが実施できないことから恒常的に通信環境を維持する必要がある。

なお、上記業者は、当該通信設備のシステム構築者であり、回線を利用した24時間監視装置による緊急対応やシステム改修等を行うことのできる唯一の業者であることから随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部総務課(電話番号：06-6615-6887)

4

随意契約理由書

1 委託名称

令和7年度安治川河底隧道エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、エレベータの利用者の安全確保及びエレベータの機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに、万一の事故時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

以上のことから、本業務を遂行できる業者は日本オーチス・エレベータ株式会社のみであるため、随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：06-6615-6663）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 工事積算システム保守業務委託

2 契約相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

工事積算システムは、工事及び業務委託の積算基準・共通代価表等をデータベース化し、設計積算業務の統一化を図るとともに、正確かつ迅速に作業することを目的に構築したシステムである。

本業務は、工事積算システムの安定的な運用及びシステムを利用した積算業務を円滑に遂行するため、システム障害対応処理、ソフトウェア管理、基準データの管理保全等を行い、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

また、工事積算システムが大阪市共通クラウド基盤環境で稼働することに伴い、障害時対応（復旧作業）、環境更新、OS等のパッチ適用等の仮想サーバ環境を保守する業務を併せて行うものである。

工事積算システムは、富士通 Japan 株式会社が保有するパッケージソフトを基に、大阪市共通クラウド基盤環境での最適化及びシステム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い開発した情報処理システムである。

そのため、本業務の履行にあたり、大阪市共通クラウド環境への移行作業を行った同社でなければ、工事積算システムの性能の維持継続が不可能であり、他社では実施することができないため、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

建設局企画部工務課（工事監理担当）電話：06-6615-7416

6

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 道路台帳システム保守業務委託

2 契約相手方

(株) かんこう

3 随意契約理由

本業務は、道路台帳調書データ及び道路台帳図データをシステム内で一元的に管理し、道路台帳管理に係る業務の正確かつ効率的な遂行の支援を行うことを目的に構築した、道路台帳システムの安定的な運用およびシステムを利用した道路台帳管理業務を円滑に遂行するため、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

上記業者は、本システムの開発業者であり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等の知識を備えており、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部管財課（電話番号 06-6615-6482）

随意契約理由書

1 案件名称

放置自転車等総合対策業務委託

2 契約相手方

アーキエムズ・フジカ業務委託特別共同企業体

3 随意契約理由

本業務は、大阪を代表する繁華街であるキタ・ミナミエリアにおける通行環境を改善することを目的として実施するものであるが、繁華街における放置自転車等の特性や交通阻害状況のモニタリング手法など、民間事業者が持つ柔軟な発想・企画力・実行力により、同日中、同一箇所での繰り返し撤去や放置のピークとなる時間帯に撤去を行う等、状況に応じた規格の車両を迅速かつ的確に配車することを含め、放置自転車の削減効果の高い撤去計画の検討・策定が期待できると考える。

また、撤去を行う事で自転車を放置される場所が変化していくことが想定されるため、動態調査並びに撤去後における効果測定を行い、随時に撤去計画に反映することで PDCA により、放置自転車の削減効果がより高まると考えることから、幅広い知識や経験に基づく柔軟な発想・企画力及び業務実績や実施体制等を審査することで優れた事業者を選定し、提案に基づいた業務仕様とすることが、効果的・効率的な事業成果につながることからプロポーザル方式による選定を採用したものである。

上記を踏まえ、「放置自転車等総合対策業務委託公募型プロポーザル方式受託者選定会議」において有識者の意見を聴取した結果、アーキエムズ・フジカ業務委託特別共同企業体が契約相手方として最適であると判断されたため、アーキエムズ・フジカ業務委託特別共同企業体と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部方面調整課自転車対策担当（電話番号：06-6615-6683）

随意契約理由書

1 案件名称
令和7年度道路橋梁総合管理システム保守業務委託

2 契約の相手方
三菱電機（株）関西支社

3 随意契約理由

本業務は、建設局における道路事業の運営に係る業務の迅速化および効率化を目的に構築した、道路橋梁総合管理システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用および稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理およびシステム機能改善を行うものである。

本システムは、三菱電機㈱が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によって情報システムとしての性能を維持継続させなければならず、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 第11条第1項第1号

5 担当部署

建設局 企画部 企画課 DX 推進担当（電話番号 06-6615-6479）

随意契約理由書

1 案件名称

建設局所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社が評契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部企画課（電話番号 06-6615-6439）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市内一円市有地（道路、港湾、水道、水路等の長狭物等を除く公有地）測量作業等業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、大阪市が所管する公共用地（道路、港湾、水道、水路等の長狭物等を除く公有地）（以下「公有地」という。）において、所管局等が市内各所に点在する公有地の売却、貸付、用地管理などに伴い、建設局へ依頼される用地境界確定及び登記図面作成等について、令和5年度より外部に発注している。

本業務は市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。加えて、公有地は広範囲におよぶことから関係する地権者も多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから特定の個人等に利益を与える行為を行わないよう公平な判断が必要となる。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請は、一般の登記申請とは区別して「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件はその性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかに、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を集結・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設置された。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は162名、土地家屋調査士法人は10法人（令和6年8月現在）である。

過年度の本市所管局からの依頼実績は、例年約400箇所におよび、所管局の売却等の進捗状況に応じて作業場所が決定され、年間を通じて随時受付・処理を行っている。

上記法人は、時期や件数、対象規模などが不明確な所管局からの依頼内容に対応できる体制が整っており、なおかつ回答についても早急に対応が必要な場合も迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の法人である。

これらの理由から、上記契約相手方と随意契約するものである。

本業務にかかる対象地については、各所属が所管する一般会計の土地とする。ただし、やむを得ず各所属で発注する土地は除く。

【土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抜粋）】

第63条 調査士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第34条の規定による社団法人（以下「協会」という。）を設立することができる。

第64条 協会は、前条第1項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第3条第1号並びに同条第2号及び第3号（同条第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）】（抜粋）

公益認定

第4条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

公益認定の基準

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局総務部測量明示課（電話番号：06-6615-6598）

随意契約理由書

1 案件名称

建設局における万博イベント運営等業務委託

2 契約相手方

株式会社電通

3 随意契約理由

大阪・関西万博の取組の一環として、大阪府・大阪市及び府内市町村それぞれが地域の特色を生かしたいイベントを実施する「大阪ウィーク」が開催される。

本業務は、「まちを支える、各フィールド（インフラ）の未来を体験～賑わい・楽しむ・心豊かな未来社会の体験～」をテーマに、建設局として一体的な取組み・演出・PR・体験型の展示等を展開し、2日間という短期間で各催事の魅力等を最大限に発揮することで、来場者の関心・興味を引き出し、印象に残るイベントを創りあげる必要があると考えている。実現にあたっては、各フィールドが連携して一体的で円滑な運営が必須であることから、高度で専門的な企画力や、構成・演出などの表現力が求められる。より魅力的なイベントとするためには、民間ならではの創意工夫やアイデアを活かした新たなプログラムの企画立案および実施が必要である。また、イベントの実施に際しては、企画立案から当日の運営、さらに広報活動に至るまで、一体的かつ効果的に取り組むことが求められる。

建設局における万博イベント運営等業務委託の公募型プロポーザル方式受託者選定会議において意見を聴取した結果、株式会社電通が契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社電通と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局企画部企画課 06-6615-6573

随意契約理由書

1 委託名称

令和7年度 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方

株式会社 明電エンジニアリング 大阪営業所

3 随意契約理由

本業務は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備及び特高受変電設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備の点検であり、日常運転における重要な動力源の確保と、非常用発電設備としての高い信頼性維持のため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うものである。

本設備は、株式会社明電舎が設計製作及び施工したもので、点検及び保守にあたっては自家発電設備・特高受変電設備ともに設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組み立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検及び保守を行わせることはできず、かつ、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本業務ができる業者は、製造業者の株式会社明電舎から本市へ納入している電気設備の点検保守業務を移管されている株式会社明電エンジニアリングのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター(電話番号:06-6460-2830)

随意契約理由書

1 委託名称

令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方

株式会社 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回委託する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ設備である。

この内、受変電設備については、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うもので、計装設備については、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため点検及び保守を行うものである。

本設備は、株式会社日立製作所が設計製作及び施工したもので、点検及び保守業務にあたっては受変電設備及び計装設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にするため点検保守後の一貫した責任としての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作及び施工した株式会社日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在株式会社日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を上記業者に業務移管している。

よって、本業務ができる業者は、製造業者から本市へ納入している受変電設備及び計装設備の点検保守業務を移管されている株式会社日立産機テクノサービスのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター（電話番：06-6460-2830）

随意契約理由書

1 委託名称

令和7年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方

東芝インフラテクノサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ受変電設備等の点検であり、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うものである。

本設備は、東芝インフラテクノサービス株式会社が設計製作及び施工したもので、点検及び保守にあたっては受変電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検及び保守を行わせることはできず、かつ、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本業務を委託できる業者は、東芝インフラテクノサービス株式会社のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務舞洲スラッジセンター（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立産機テクノサービス 大阪事業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における計装設備としての高い信頼性を維持させるため、本市基準等に基づき点検保守を行う必要がある。

本設備は株式会社日立製作所が設計製作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検保守はできない。

なお、当初設計製作した株式会社日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在株式会社日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を株式会社日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社製品のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 明電エンジニアリング 大阪営業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ受変電設備であるが、日常運転における重要な動力源の確保と電気設備としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程等に基づき、点検保守を行う必要がある。

本設備は株式会社明電舎が設計製作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその点検保守はできない。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

下水道展にかかる大阪市ブースのデザイン等業務委託

2 契約の相手方

株式会社サクラインターナショナル

3 随意契約理由

本業務委託は、下水道展'25 大阪の開催にあたり、「未来の下水道」をコンセプトに下水道の重要性を理解していただくとともに、下水道の未来を思い描き、想像していただくことを目的とする大阪市ブースの企画デザインから設営、運営、撤去までを行うものである。

ブースの企画構想・デザイン、レイアウト及び出展内容の企画策定にあたっては、芸術性、創造性、構想力等が求められるため、民間事業者の持つ柔軟な発想・企画力、過去の事例を踏まえたノウハウ等を活用することが非常に重要である。また、企業の技術力等を評価して業者を特定することで、より優れた成果を期待することができる。

提案される企画内容で見込まれる効果等を多角的に評価する必要があることから、通常の価格競争になじまないため、公募型プロポーザル方式により契約相手を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社サクラインターナショナルの評価点が一定の基準を満たし、契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 下水道部調整課（電話番号 06-6615-7586）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理業務委託

2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設は、本市の各下水処理場で発生した消化汚泥を脱水機で脱水し、脱水した際に生じる脱水分離液に包含するアンモニアを、送水先である此花下水処理場での放流水質を遵守するため、送水前に低減処理するものである。

本施設のうちでも重要な位置を占める脱水分離液処理設備は、下水道設備業界初の設備であり、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体の両業者と本市が永年にわたって共同で研究開発してきたもので、三者が共同で特許出願し、共同特許権を取得した特殊な設備である。

スラッジセンターが受入れる消化汚泥は、その量や質が時間単位で変動するため、脱水機の処理量もそれに応じて随時操作する必要がある。脱水分離液処理設備も、脱水機の運転変更に対応して、迅速かつ的確に運転調整を行うことで施設全体として一体管理しなければ、此花下水処理場への返流水質を適切に維持することができない。当該契約相手方以外の業者では、設備や運転に対する独自ノウハウや既往の知見もなく、迅速かつ的確に運転調整を行い、一体管理を行うことは困難である。

当該設備にかかる保守点検業務について、複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

4 根拠法令

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第11条第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

1 案件名称
令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託

2 契約相手方
日揮株式会社 大阪事務所

3 随意契約理由

本業務委託は、平野下水処理場に設置している汚泥溶融施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。本汚泥溶融施設は下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理しスラグ化するもので、汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、旋回溶融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、薬液供給等の各設備から構成され、本市の受泥量や汚泥性状の変化に対応し、かつ、排ガス・臭気等に関する法令基準を遵守できるよう、日揮株式会社が独自に設計製作及び施工したものである。

本汚泥溶融施設は高温・高圧の溶融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理する汚泥の性状は常に変動するため、乾燥・溶融・熱回収・排ガス処理等の各工程の運転状態は変動を受け、またこれらの各工程の運転状態は相互に即時影響することから、一連の処理を構成する個々の工程はもとよりシステム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ、安定した汚泥処理工程が確保できない。

溶融炉の燃焼異常等が発生した場合は溶融炉設備本体の焼損だけでなく、排出されるガスが規制値を超過するなどの市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があるため、各設備の運転状態は常時監視し適正な運転状態を確保しなければならない。また、変化や異常に対してはシステム全体を熟知した上での迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

運転管理業務に並行して行う保守点検業務は各設備の日常点検・定期点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行い、安定した施設の運転を確保するための業務である。また、各設備の状態を把握し定期的な測定・調整・分解清掃を行うことにより故障及び事故を未然に防止し、万一の場合は緊急処置対応を行うものであり、運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ、効果的に行うことにより施設の安定的な稼働を確保することができる。

以上のように本汚泥溶融施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設請負者の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を継続して実施する必要がある。本施設は日揮株式会社が設計製作及び施工したもので、各設備は互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるため、運転にはプラント設備全体の有機的な連携が必要となる。したがって本業務を安全かつ効率的に遂行するためには設計思想も含めた総合的なノウハウが不可欠である。また業務における責任の一貫性を確保させ性能の保証も担保する必要がある。また、当該設備にかかる保守点検業務について、同社を含むヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。

4 根拠法令
「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第11条第1項第2号

5 担当部署
建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 委託名称

令和7年度 大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社N T Tデータ関西

3 随意契約理由

当局並びに中央卸売市場・大阪港湾局においては、効率的な準公営企業会計の財務処理と財務諸表の整理・作成を行うことを目的として、準公営企業財務会計システム（以下、「システム」という。）を平成24年4月から運用しているところである。

本業務は、次年度以降当該システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理及びシステム機能の保守を行うものである。

本システムは、株式会社N T Tデータ関西（以下、「同社」という。）が保有するパッケージソフトを基に、設計・プログラミングし、開発したものであり、本業務を行うには同社が保有するノウハウ・技術を有していることが必要である。また、同社はシステムの保守業者であり、当該事業者以外に履行させた場合、責任の所在が不明瞭になる等、システム運用に支障が生じるおそれがあることから、上記業者に随意契約するものである。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1 項第2 号

5 担当部署

建設局総務部経理課下水計理担当（電話番号 06-6615-7536）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 もと南工営所エレベータ保守点検業務委託

2 相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、南部方面管理事務所管理棟1階の一部で発生した火災から、住之江工営所の事務所機能をもと南工営所に移転するにあたって、現在運転休止中のエレベータを稼働させるための安全確保及び機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本エレベータ設備は日本オーチス・エレベータ株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の保守業務に一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、本業務を遂行できる業者は日本オーチス・エレベータ株式会社のみであるため、随意契約するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

南部方面管理事務所 管理課 (電話番号 06-6686-1240)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設運転管理業務委託

2 契約相手方

月島ジェイテクノ・メタウォーター・東芝共同企業体

3 随意契約理由

本業務委託は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥溶融炉施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。

本施設は市内の各下水処理場で発生する汚泥を溶融処理し、本市汚泥集中処理システムの中核を成すものである。汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、立型旋回溶融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、用役供給等の各設備から構成され、本市独自の汚泥処理施設として設計、施工されている。

本汚泥溶融炉施設は高温・高圧の溶融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理対象の汚泥性状や負荷は常に変動する。このため、乾燥・溶融・熱回収・排ガス処理等の一連の工程からなる複雑なシステムの個々の工程については元より、システム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ安定した汚泥処理工程が確保できない。

溶融炉の燃焼異常等が発生した場合は溶融炉設備本体の重大焼損事故に発展する可能性があり、燃焼異常等により排ガス処理に影響を及ぼした場合は排出されるガスが規制値を超過するなど、異常の発生が直ちに市民生活に多大な影響を及ぼす。したがって異常時には迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

また運転管理業務に並行して行う保守点検業務は、安定した施設の運転を確保するため、各設備の日常点検・定期保全点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行うものである。各設備の電気及び機械設備の腐食・磨耗・異常を確認し、機器の測定・調整・分解清掃等を行なうことにより故障及び事故を未然に防止し、また点検結果を基に設計条件に適合した各機器の設定・調整を行い、さらに万一の場合は緊急処置対応を行うものであるが、これらは運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。

あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ効果的に行うことにより施設の安定的な稼働を確保することができる。

以上のように本汚泥溶融炉施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設請負者の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を維持する必要がある。

本施設は、機械・電気設備一体の技術をもって月島機械・日本碍子・東芝特定建設工事共同企業体（「月島ジェイテクノ（月島ジェイテクノメンテサービス（株）」）は月島機械、「メタウォーター（株）」は日本碍子（株）、「東芝」は東芝インフラシステムズ（株）の事業継承会社）が設計製作及び施工したもので、互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるため、運転にはプラント設備全体の有機的な連携が特に必要となる。した

22

がって本業務委託を安全かつ効率的に遂行するためには、共同企業体を構成することによって発揮される設計思想も含めた総合的なノウハウが不可欠である。また共同企業体として業務における責任の一貫性を確保させ、性能の保証も担保する必要がある。

以上のことから、本業務委託である運転管理及び保守点検業務ができる業者は月島ジェイテクノ・メタウォーター・東芝共同企業体のみであるため上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度下水道総合情報システム保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機(株) 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、建設局における下水道事業の運営に係る業務の迅速化および効率化を目的に構築した、下水道総合情報システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用および稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理およびシステム機能改善を行うものである。

本システムは、三菱電機(株)が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によって情報システムとしての性能を維持継続させなければならず、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

建設局企画部企画課DX推進担当（電話番号 06-6615-6421）

随意契約理由書

1 委託名称

令和7年度公園ナイター設備遠方監視制御装置点検保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、公園内の野球場、運動場及び庭球場の遠方監視制御装置の点検並びに電源用受変電設備の故障監視及び照明制御状態の監視を行うものである。

本システムは、スケジュールサーバーから各ナイター施設の子局に通信信号を送信し、ナイターの点灯制御を行っているものであり、その伝送制御装置は機械監視を行うための通信装置の機能も有しているものである。この伝送制御装置は三菱電機株式会社製のもので、本システムの通信信号は、独自の方式によるものであり、通信信号仕様を他社に開示することはセキュリティの観点から不可能である。また本装置の点検には製作会社専用のメンテナンスツールを使用することが不可欠である。

よって、三菱電機株式会社より事業承継された上記業者でなければ本装置の点検整備や機械監視は行えない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-6465）

随意契約理由書

1 委託名称

令和7年度南津守スポーツ広場エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

本業務は、エレベータの利用者の安全確保及びエレベータの機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本設備は、日本エレベーター製造株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに、万一の事故時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

以上のことから、本業務を遂行できる業者は日本エレベーター製造株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：06-6615-7887）

随意契約理由書

1 案件名称 令和7年度公園緑化情報発信事業業務委託

2 契約相手方 株式会社イディー

3 随意契約理由

本市では、戦後以降の市街化が進む中、都市公園や街路樹の整備等の公共空間の緑化や民有地緑化を進め、緑の量的拡大を進めてきただけでなく、緑の質的な観点を取り入れた都市緑化を進めてきた。これらの公園緑化に関する取組みは、本市の公式ホームページ等で発信されているものの、市民等からは、行政の情報が発信できていない、既存ホームページは公園緑化関係の情報が散在しており探しにくい等、情報発信に関する要望が多く寄せられており、みどりが持つ豊かさを市民に実感していただくためにも、誰にでも見やすく分かりやすい情報発信が求められている。

このような経過から、令和5年度より公園緑化情報発信事業を開始し、情報発信ニーズの調査等を経て、ポータルサイトの作成や SNS の運用を行い、本市の公園緑化事業やみどりの魅力に関する情報発信を開始している。

本業務委託は、過年度に引き続き本市の公園緑化に関する効果的・効率的な情報発信事業の実現に向け、ポータルサイトの保守管理、改修、各種運用等を一体的に実施するものである。

当初、ポータルサイトの構築は令和6年度末で完了予定であったが、試行運用を行いより良い情報発信を行うべく検討を進める中で、他の公園緑化に関するホームページの情報集約や統合作業などが発生し、令和7年度も継続して、ポータルサイトの改修、充実化を行う必要が生じている。

本ポータルサイトは、株式会社イディーが汎用的な CMS を用いて同社独自の仕様で本市用に設計、開発したものであるが、同社保有の複合的な技術によって独自に開発した機能も含まれていることから、ポータルサイトの改修、充実化等の更新にあたっては、これら独自開発機能も関与し、プログラムを熟知した専門の知識と技術を要することから、開発業者である同社が対応できる唯一の事業者である。また、保守管理にあたっては、独自開発の機能を熟知していなければ、システム障害が発生した場合、同社以外では原因の特定が困難になり、迅速で適切な性能の保証が実現できず、今後、システム再構築までの期間は同社による保守管理が求められる。

以上のことから、上記事業者に随意契約するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局公園緑化部緑化課(電話番号 06-6615-6891)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度鶴見緑地公園事務所管内一円公園除草業務委託ー2

2. 契約相手

新井建設(株)

3. 随意契約理由

本件業務は、都市公園及び開発公園において、来園者が安全かつ快適に利用するため、また公園予定地における適切な維持管理のために、年間を通じて実施する除草作業である。

また、令和7年度においては、大阪・関西万博（以下「万博」という。）開催にかかる万博来場者の危機管理・安全対策のため、要人等の宿泊や立ち寄りが想定されるエリアなど、警備及び警備上必要となる箇所において、万博開催期間前及び万博開催期間中における除草作業もあわせて実施する予定である。

今般、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の除草作業実施に向け、入札手続きを行っていたところ、令和7年2月21日に開札した業務委託8件について、質問に対する回答内容に誤りがあったことが判明したため、入札を取止めることとなった。

改めて発注・入札を行う場合、設計書等の作成に関する発注手続き、公告等の入札手続き、契約締結及び契約相手方の準備期間を踏まえると約3月の期間を要し、令和7年4月13日開幕の万博に向けた除草作業が対応できなくなる。

以上のことから、本業務については、履行が差し迫る中、業務内容を熟知し、迅速かつ的確に対応可能である現契約相手方に対し、継続して随意契約するものである。

なお、履行期間は、改めて入札を執行して契約相手方が決定するまでの必要最小限の期間として、除草作業の実務は、令和7年6月30日までとしているが、検査等の期間を考慮し、履行期限は令和7年7月31日までとしている。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局公園緑化部緑化課（電話番号 06-6615-6891）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度扇町公園事務所管内一円公園除草業務委託-2

2. 契約相手

(株)七建工業

3. 随意契約理由

本件業務は、都市公園及び開発公園において、来園者が安全かつ快適に利用するため、また公園予定地における適切な維持管理のために、年間を通じて実施する除草作業である。

また、令和7年度においては、大阪・関西万博（以下「万博」という。）開催にかかる万博来場者の危機管理・安全対策のため、要人等の宿泊や立ち寄りが想定されるエリアなど、警備及び警備上必要となる箇所において、万博開催期間前及び万博開催期間中における除草作業もあわせて実施する予定である。

今般、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の除草作業実施に向け、入札手続きを行っていたところ、令和7年2月21日に開札した業務委託8件について、質問に対する回答内容に誤りがあったことが判明したため、入札を取止めることとなった。

改めて発注・入札を行う場合、設計書等の作成に関する発注手続き、公告等の入札手続き、契約締結及び契約相手方の準備期間を踏まえると約3月の期間を要し、令和7年4月13日開幕の万博に向けた除草作業が対応できなくなる。

以上のことから、本業務については、履行が差し迫る中、業務内容を熟知し、迅速かつ的確に対応可能である現契約相手方に対し、継続して随意契約するものである。

なお、履行期間は、改めて入札を執行して契約相手方が決定するまでの必要最小限の期間として、除草作業の実務は、令和7年6月30日までとしているが、検査等の期間を考慮し、履行期限は令和7年7月31日までとしている。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局公園緑化部緑化課（電話番号 06-6615-6891）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度長居公園事務所管内一円公園除草業務委託－4

2. 契約相手

(株) 三章園

3. 随意契約理由

本件業務は、都市公園及び開発公園において、来園者が安全かつ快適に利用するため、また公園予定地における適切な維持管理のために、年間を通じて実施する除草作業である。

また、令和7年度においては、大阪・関西万博（以下「万博」という。）開催にかかる万博来場者の危機管理・安全対策のため、要人等の宿泊や立ち寄りが想定されるエリアなど、警備及び警備上必要となる箇所において、万博開催期間前及び万博開催期間中における除草作業もあわせて実施する予定である。

今般、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の除草作業実施に向け、入札手続きを行っていたところ、令和7年2月21日に開札した業務委託8件について、質問に対する回答内容に誤りがあったことが判明したため、入札を取止めることとなった。

改めて発注・入札を行う場合、設計書等の作成に関する発注手続き、公告等の入札手続き、契約締結及び契約相手方の準備期間を踏まえると約3月の期間を要し、令和7年4月13日開幕の万博に向けた除草作業が対応できなくなる。

以上のことから、本業務については、履行が差し迫る中、業務内容を熟知し、迅速かつ的確に対応可能である現契約相手方に対し、継続して随意契約するものである。

なお、履行期間は、改めて入札を執行して契約相手方が決定するまでの必要最小限の期間として、除草作業の実務は、令和7年6月30日までとしているが、検査等の期間を考慮し、履行期限は令和7年7月31日までとしている。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局公園緑化部緑化課（電話番号 06-6615-6891）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度八幡屋公園事務所管内一円公園除草業務委託-2

2. 契約相手

伊原園芸(株)

3. 随意契約理由

本件業務は、都市公園及び開発公園において、来園者が安全かつ快適に利用するため、また公園予定地における適切な維持管理のために、年間を通じて実施する除草作業である。

また、令和7年度においては、大阪・関西万博（以下「万博」という。）開催にかかる万博来場者の危機管理・安全対策のため、要人等の宿泊や立ち寄りが想定されるエリアなど、警備及び警備上必要となる箇所において、万博開催期間前及び万博開催期間中における除草作業もあわせて実施する予定である。

今般、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の除草作業実施に向け、入札手続きを行っていたところ、令和7年2月21日に開札した業務委託8件について、質問に対する回答内容に誤りがあったことが判明したため、入札を取止めることとなった。

改めて発注・入札を行う場合、設計書等の作成に関する発注手続き、公告等の入札手続き、契約締結及び契約相手方の準備期間を踏まえると約3月の期間を要し、令和7年4月13日開幕の万博に向けた除草作業が対応できなくなる。

以上のことから、本業務については、履行が差し迫る中、業務内容を熟知し、迅速かつ的確に対応可能である現契約相手方に対し、継続して随意契約するものである。

なお、履行期間は、改めて入札を執行して契約相手方が決定するまでの必要最小限の期間として、除草作業の実務は、令和7年6月30日までとしているが、検査等の期間を考慮し、履行期限は令和7年7月31日までとしている。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局公園緑化部緑化課（電話番号 06-6615-6891）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度十三公園事務所管内一円公園除草業務委託-2

2. 契約相手

ナニワグリーン(有)

3. 随意契約理由

本件業務は、都市公園及び開発公園において、来園者が安全かつ快適に利用するため、また公園予定地における適切な維持管理のために、年間を通じて実施する除草作業である。

また、令和7年度においては、大阪・関西万博（以下「万博」という。）開催にかかる万博来場者の危機管理・安全対策のため、要人等の宿泊や立ち寄りが想定されるエリアなど、警備及び警備上必要となる箇所において、万博開催期間前及び万博開催期間中における除草作業もあわせて実施する予定である。

今般、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の除草作業実施に向け、入札手続きを行っていたところ、令和7年2月21日に開札した業務委託8件について、質問に対する回答内容に誤りがあったことが判明したため、入札を取止めることとなった。

改めて発注・入札を行う場合、設計書等の作成に関する発注手続き、公告等の入札手続き、契約締結及び契約相手方の準備期間を踏まえると約3月の期間を要し、令和7年4月13日開幕の万博に向けた除草作業が対応できなくなる。

以上のことから、本業務については、履行が差し迫る中、業務内容を熟知し、迅速かつ的確に対応可能である現契約相手方に対し、継続して随意契約するものである。

なお、履行期間は、改めて入札を執行して契約相手方が決定するまでの必要最小限の期間として、除草作業の実務は、令和7年6月30日までとしているが、検査等の期間を考慮し、履行期限は令和7年7月31日までとしている。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局公園緑化部緑化課（電話番号 06-6615-6891）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度真田山公園事務所管内一円公園除草業務委託ー2

2. 契約相手

豊水緑地(株)

3. 随意契約理由

本件業務は、都市公園及び開発公園において、来園者が安全かつ快適に利用するため、また公園予定地における適切な維持管理のために、年間を通じて実施する除草作業である。

また、令和7年度においては、大阪・関西万博（以下「万博」という。）開催にかかる万博来場者の危機管理・安全対策のため、要人等の宿泊や立ち寄りが想定されるエリアなど、警備及び警備上必要となる箇所において、万博開催期間前及び万博開催期間中における除草作業もあわせて実施する予定である。

今般、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の除草作業実施に向け、入札手続きを行っていたところ、令和7年2月21日に開札した業務委託8件について、質問に対する回答内容に誤りがあったことが判明したため、入札を取止めることとなった。

改めて発注・入札を行う場合、設計書等の作成に関する発注手続き、公告等の入札手続き、契約締結及び契約相手方の準備期間を踏まえると約3月の期間を要し、令和7年4月13日開幕の万博に向けた除草作業が対応できなくなる。

以上のことから、本業務については、履行が差し迫る中、業務内容を熟知し、迅速かつ的確に対応可能である現契約相手方に対し、継続して随意契約するものである。

なお、履行期間は、改めて入札を執行して契約相手方が決定するまでの必要最小限の期間として、除草作業の実務は、令和7年6月30日までとしているが、検査等の期間を考慮し、履行期限は令和7年7月31日までとしている。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局公園緑化部緑化課（電話番号 06-6615-6891）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度大阪城公園事務所管内一円公園除草業務委託ー2

2. 契約相手

(有) 阪口造園

3. 随意契約理由

本件業務は、都市公園及び開発公園において、来園者が安全かつ快適に利用するため、また公園予定地における適切な維持管理のために、年間を通じて実施する除草作業である。

また、令和7年度においては、大阪・関西万博（以下「万博」という。）開催にかかる万博来場者の危機管理・安全対策のため、要人等の宿泊や立ち寄りが想定されるエリアなど、警備及び警備上必要となる箇所において、万博開催期間前及び万博開催期間中における除草作業もあわせて実施する予定である。

今般、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の除草作業実施に向け、入札手続きを行っていたところ、令和7年2月21日に開札した業務委託8件について、質問に対する回答内容に誤りがあったことが判明したため、入札を取止めることとなった。

改めて発注・入札を行う場合、設計書等の作成に関する発注手続き、公告等の入札手続き、契約締結及び契約相手方の準備期間を踏まえると約3月の期間を要し、令和7年4月13日開幕の万博に向けた除草作業が対応できなくなる。

以上のことから、本業務については、履行が差し迫る中、業務内容を熟知し、迅速かつ的確に対応可能である現契約相手方に対し、継続して随意契約するものである。

なお、履行期間は、改めて入札を執行して契約相手方が決定するまでの必要最小限の期間として、除草作業の実務は、令和7年6月30日までとしているが、検査等の期間を考慮し、履行期限は令和7年7月31日までとしている。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局公園緑化部緑化課（電話番号 06-6615-6891）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度長居公園事務所管内一円公園除草業務委託－3

2. 契約相手

大阪造園土木(株)

3. 随意契約理由

本件業務は、都市公園及び開発公園において、来園者が安全かつ快適に利用するため、また公園予定地における適切な維持管理のために、年間を通じて実施する除草作業である。

また、令和7年度においては、大阪・関西万博（以下「万博」という。）開催にかかる万博来場者の危機管理・安全対策のため、要人等の宿泊や立ち寄りが想定されるエリアなど、警備及び警備上必要となる箇所において、万博開催期間前及び万博開催期間中における除草作業もあわせて実施する予定である。

今般、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日）の除草作業実施に向け、入札手続きを行っていたところ、令和7年2月21日に開札した業務委託8件について、質問に対する回答内容に誤りがあったことが判明したため、入札を取止めることとなった。

改めて発注・入札を行う場合、設計書等の作成に関する発注手続き、公告等の入札手続き、契約締結及び契約相手方の準備期間を踏まえると約3月の期間を要し、令和7年4月13日開幕の万博に向けた除草作業が対応できなくなる。

以上のことから、本業務については、履行が差し迫る中、業務内容を熟知し、迅速かつ的確に対応可能である現契約相手方に対し、継続して随意契約するものである。

なお、履行期間は、改めて入札を執行して契約相手方が決定するまでの必要最小限の期間として、除草作業の実務は、令和7年6月30日までとしているが、検査等の期間を考慮し、履行期限は令和7年7月31日までとしている。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局公園緑化部緑化課（電話番号 06-6615-6891）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 毛馬桜之宮公園内警備業務委託（緊急）

2 契約の相手方

株式会社KMK's

3 随意契約理由

毛馬桜之宮公園（約14.6ヘクタール）は大川の両岸に位置し、およそ4,800本の桜が植樹されており、桜の開花時期には隣接する造幣局で「桜の通り抜け」が行われることもあって、例年、1日に4万人以上の来園者が見込まれている。そのため、公園内が大変に混雑することに加え、条例等で制限されているバーベキュー行為や迷惑行為などが多く見受けられるところである。このような状況を踏まえ、本業務は、毛馬桜之宮公園における桜の開花時期に増加する来園者が、安全かつ快適に公園を利用するために雑踏警備及び巡回警備を実施するものである。

今般、令和7年度（令和7年4月1日から5月12日）の業務実施に向け、契約管財局において入札手続きを行い、令和7年2月19日に落札者を決定したところ、契約締結前である令和7年3月12日付けで当該落札者に入札参加停止措置が行われたことから、契約の締結を行わないものとされた。

本業務は、改めて入札手続き等を経ると4月の桜の開花時期に警備が行えないことから、緊急で手続きを進める必要がある。

以上により、過年度に本業務に入札参加した全業者を対象として、「5条件」を満たす業者に対して比較見積もりを実施し、最も安価な価格を提示した業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を行うものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 条件

警備業法第4条に規定する認定を都道府県公安委員会から受けていること
(警備業務区分 2号、警備業務の種別 1)

雑踏警備業務を行う資格者として次の条件を満たす者を1名以上配置できること・雑踏警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

6 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 扇町公園事務所 (06-6312-8121)